

第4章

中国

協調から強硬へ

国力を増大させ、自信を強めた中国が、米国や周辺諸国との摩擦を省みず、自らの国益を追求するために強硬な姿勢をとり始めた転換点の一つとして、2010年は記憶されるのかもしれない。中国は東シナ海や南シナ海、黄海といった海洋において、米国や日本、東南アジア諸国との間で多くの摩擦を引き起こした。

米国との間では、従来からの対立点であった台湾問題のみならず、中国が主張する排他的経済水域（EEZ）における米国艦船の「航行の自由」をめぐる新たな対立が明確となった。南シナ海における領有権問題については、従来の協調的な姿勢を転換し、漁業監視活動を強化したり、海軍の演習を増大させたりするなど、姿勢を強硬化させた。日本との間でも、尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件をめぐって、対抗姿勢を際立たせ、日中関係の悪化を招いた。こうした中国の対応の背景の一つとして、着実に向上している軍事力を挙げることができよう。中国海軍は遠海訓練を常態化させ、遠海での作戦能力を高めつつある。

1 対等な米中関係の模索

(1) 拡大する中国の「核心的利益」？

米国のオバマ政権発足以降、中国はより対等な米中関係の構築を進めてきた。その成果の一つが2009年11月のオバマ米大統領の訪中であり、1997年11月の江沢民国家主席の訪米以来12年ぶりに発表された「米中共同声明」であった。この共同声明は、2009年4月にロンドンで行われた首脳会談において合意された米中間の新たな関係枠組みである「積極的で協力的、全面的」な関係の構築を進めていくことを確認するとともに、「共通の挑戦に対応するパートナーシップ」を両国間で確立していくことを宣言した。つまり、米中間の2国間関係の課題だけではなく、アジア太平洋の地域協力、核拡散の阻止、六者会合、イランの核問題、気候変動などの地域的・地球規模の課題に関する幅広い協力関係が米中

間で模索されることとなり、オバマ政権において外務閣僚が新たに参加して格上げされた「戦略・経済対話」の制度化とともに、軍事交流や法執行面での協力を深化させることが共同声明に明記された。一連の関係構築プロセスは、中国現代国際関係研究院米国研究所の袁鵬所長が指摘するように「2国間の矛盾や分岐点を当面棚上げして、より大きなグローバルな議題への対応に集中した」ものであり、2国間関係の範囲を超える共通の利益や共同責任という文脈を強調することで、米国との協力関係の構築が可能になることを中国側は期待していた。

こうした米中関係におけるグローバルな文脈の強調は、金融危機後の中国の国際的地位の相対的な向上との関連で評価されていた。中国外交部直属のシンクタンクである中国国際問題研究所の崔洪建研究員は、米中が協力を求める背景を次のように強調した。すなわち、「グローバル化がもたらした相互依存は中米両国が共同という方向に視野を向ける契機となった。金融危機は世界経済に強烈な動揺をもたらし、政治的な反応を引き起こした。また、それは相互依存システムの脆弱性と一極主導の世界の危険性を十分に明らかにし、世界はさらに多くのそしてさらに強大な団結を必要としている」と指摘した上で、米国は新興勢力の代表としての中国との協力によって、良好な国際環境の創出を求めているとの見解を示したのであった。

金融危機後の米国に対する中国の相対的な立場の強化への認識を背景として、米中関係の「最も重要で最も敏感な核心問題」とされてきた台湾問題について、中国側からみて米国が積極的な対応をとることを中国指導部や国防・外交当局は明示的に求めるようになった。2009年11月の米中首脳会談において、胡錦濤国家主席は「中米両国の国情は異なり、いくつかの分岐点が存在することは正常なことである。カギとなるのは相手方の核心的利益と重大な関心を尊重することである」とオバマ大統領に対して強調し、共同声明にも両国が「相互の核心的利益を尊重する」との文言が中国側の要求に沿って明記された。胡錦濤主席によれば、米国による中国の核心的利益の尊重とは、「台湾などの問題において中国

の主権と領土保全を尊重する」ことであり、これによって両国間の「戦略的な相互信頼」の醸成が可能になるとされた。また、中国の主要メディアや専門家の多くは、この「核心的利益の尊重」という文言に共同声明の意義を見いだしていた。

胡錦濤主席の発言から明らかなように、中国が米国側に尊重を求める核心的利益の一つは台湾問題である。しかし、胡錦濤主席が「台湾など」と表現したように、中国において、米国に尊重を求める核心的利益は、より広い文脈で定義されている。戴秉国・国務委員(外交担当)によれば、中国の核心的利益は3つに分類される。第1に、国家の基本的制度と国家の安全、第2に国家主権と領土保全、第3に経済社会の持続的発展である。すなわち、中国の核心的利益は政治、安全保障、経済の各分野で規定されるということであり、中国外交部スポークスマンの秦剛も「中国の核心的利益は国家主権、安全、領土保全と発展の利益を指す」と広義の解釈を提示していた。また、『香港経済日報』によれば、2009年の時点で中国の公的シンクタンクは中国の核心的利益に挑戦する行為を次の4つに具体化していたとされる。第1に中国の国家制度への挑戦であり、人権問題あるいは宗教問題で中国の内政に干渉する行為である。第2に、国家の安全保障を脅かす行為であり、中国の周辺地域における米国による軍事的な監視活動もこれに含まれる。第3は中国の主権への挑戦であり、台湾、南シナ海、チベットや新疆の問題で中国に対して異議を唱えることである。最後は海外における中国の合理的な経済活動を批判し、政治問題化することである。従来は台湾やチベットという国家の統一にかかわる問題について核心的利益と表現されていたが、これら一連の議論から垣間見えることは、中国が設定する核心的利益の範囲が地理的にも内容的にも拡大傾向にあるということなのかもしれない。報道によれば、2010年3月上旬に訪中したジェームズ・スタインバーク米国務副長官とジェフリー・ペーダー国家安全保障会議アジア上級部長に対して、戴秉国・国務委員は南シナ海を中国の核心的利益と見なす発言をしたとされる。

2010年に入ると、中国の核心的利益を脅かすとみられる事態が相次いだ。1つは、1月のオバマ政権による台湾への武器売却の決定であり、もう1つは2月にオバマ大統領がチベット仏教の最高指導者ダライ・ラマ14世と会談したことであった。1月7日に米国の窓口機関である米国在台湾協会は、米国が台湾に売却する地对空誘導弾ペトリオット(PAC-3)システムの製造について、ロッキード・マーチンが受注したと発表した。台湾へのPAC-3システムなどの売却については、2008年10月に当時のブッシュ政権がその売却計画を議会に通知しており、ロッキード・マーチンとの契約はこの計画がオバマ政権において実行に移されたものであった。台湾の専門家は、オバマ政権は「台湾への武器売却計画を新たに策定しない」とすることで中国の反発を回避しようとしたと分析した。しかし、中国はブッシュ政権期の計画にせよ、それがオバマ政権で実施されることに強く反発した。中国外交部スポークスマンは連日、「強い不満と断固たる反対」を表明した上で、「中国の核心的利益と重大な関心を尊重するとの承諾を厳守する」ことを米国側に強く求めた。また、中国国防部スポークスマンも米国が中国の核心的利益を尊重することを求めた上で、米国が台湾への武器売却を中止しない場合には、中国が「さらなる措置をとる」可能性があると言及した。

こうした中国の要求にもかかわらず、1月29日に米国防省国防安全保障協力局は、PAC-3システム114基のほか、多用途ヘリコプターUH-60ブラックホーク60機、対艦ミサイル・ハーブーン12発、多機能情報伝達システムやオスプレイ級機雷掃海艇など総額64億ドル相当の兵器を台湾に売却することを議会に正式通知した。オバマ政権は台湾側が売却を強く求めていたF-16C/D型戦闘機66機やディーゼル潜水艦の売却を見送るなど、中国に一定の配慮を示したが、中国はこの決定に激しく反発した。中国外交部は近く実施予定であった「戦略安全・軍縮・不拡散などに関する米中次官級協議」の延期と台湾への武器売却に参加する米企業に制裁を科す方針を表明した。また、中国国防部は米中軍事交流の一時停止を発表したほか、情勢に応じて「中国側はさらなる行動

をとる権利を留保する」とした。さらに、オバマ大統領とグライ・ラマ14世の会談予定が明らかになると、中国共産党中央統一戦線工作部の朱維群副部長は「中米関係の政治的基礎を深刻に損なう」とした上で、会談が実現すれば中国は「相応の措置をとる」と述べて、報復措置の可能性に言及した。

こうした中国の厳しい反応の背景には、核心的利益をめぐる議論が示唆するように、国際社会における中国の地位向上とそれに基づく権利主張が中国国内で高まっていることがある。米中関係について言えば、中国の台頭に伴い、両国関係の対等化への志向が強まっている。例えば、中国共産党中央編訳局現代マルクス主義研究所の楊雪冬副所長は、中国の総合国力の増強による米中関係の平等化の結果、米国が課題設定を主導するという従来の両国関係における「非対称性が改善されている」との現状認識を示している。また、2010年3月の「两会」（全国人民代表大会と全国政治協商会議）開催期間中には、委員の間で中国の対外政策や対米関係の在り方をめぐる議論が活発化したが、中国の増大する実力と利益に依拠する積極的な言動を求める意見が多く提起された。台湾問題に関する中国政府の対応についても、「以前の中国は比較的柔和な口調で反対していたが、現在は強硬な言葉だけでなく、行動が伴い始めている」として、中国の対外対応の新たな方式に米国が適応すべきとの意見も表明された。

すなわち、中国国内では自国の利益をより拡張的に定義する傾向が高まっているとともに、対外政策についても中国の国力の増強を前提として、それを外交交渉上のレバレッジに変えようとする思考が顕在化しており、台湾問題やチベット問題という核心的利益をめぐる対米外交においてこうした思考の具体化が試みられたのであった。

(2) 対米関係の改善とその脆弱性

もちろん、中国外交や対米関係に関する現実的な認識と議論が中国国内にないわけではない。例えば、北京大学国際関係学院の王緝思院長は、

前述した中国国内の議論やその前提となる情勢認識に批判的な見解を示していた。「中米関係の平穏な発展は中国側の長期にわたる妥協と譲歩に依存してきた。…（中略）… 中国はこうした受動的な局面を変えることができるのか」との中国の時事誌『南風窓』によるインタビューに対して、米中間の力関係を明確にすべきと王院長は強調した。同院長によれば、金融危機後も米中間の力関係には根本的な変化はなく、受動から能動への転換は漸進的なものとならざるを得ない。また王院長は、具体的な成果を求める国内世論に言及しつつ、中国の核心的利益の内容やその尊重の在り方に関する共通認識が米中間で形成されていない状況でも、米国が台湾に売却する武器の数量やレベルが大きく向上していないことや、オバマ大統領とダライ・ラマ14世との会談の雰囲気グブッシュ政権期と異なった点を、中国の対米外交の現実的な成果と強調した。

現実の中国外交も早い時点で対米関係の改善に動き始めていた。2月27日、中国外交部はスタインバーグ米国務副長官とバーダー国家安全保障会議アジア上級部長の訪中要請に中国政府が同意したことを発表した。3月末には中国外交部の崔天凱副部長（北米担当）、中国商務部の鐘山副部長がそれぞれ訪米して、米中関係の改善を米国側に働き掛けたほか、張業遂・中国駐米大使は「中国の指導者と中国政府が一貫して中米関係を重視している」ことをオバマ大統領に対して強調した。また、4月2日（北京時間）には、胡錦濤主席とオバマ大統領の間で電話会談が行われた。米国側のプレスリリースによれば、電話会談の主な目的は同月中旬に予定された核セキュリティ・サミットにおける米中間の政策協調に関する意見交換であったようである。しかし、中国の公式メディアは年初来の冷え込んだ米中関係の打開という観点からこの電話会談を報じた。事実、胡錦濤主席は「各分野での対話と協力を強化し、積極的・協力的で全面的な中米関係を発展させるためのたゆまぬ努力をしていきたい」と関係改善の意向をオバマ大統領に示した。関係改善に向けた動きの中で、中国側は核心的利益の尊重を米国側に求めた上で、2009年11月の共同声明に立ち返り協力関係を発展させるべきとした。

また、4月12日、核セキュリティ・サミットへの出席のため訪米した胡錦濤主席はオバマ大統領と首脳会談を行い、米中関係を発展させるための「5つの主張」を提起した。第1の主張は「共通の挑戦に対応するパートナーシップ」を確立するための行動をとることであり、第2の主張は核心的利益と重大な関心を相互に

尊重することであった。第3の主張はハイレベルと各レベルの交流を保持することであり、特に第2回米中「戦略・経済対話」で積極的な成果を得るべきと胡錦濤主席は指摘したのであった。第4の主張は米中間で実務協力を深化させることであり、経済貿易、反テロ、エネルギー、環境、法執行という分野が例示された。最後は、国際的・地域的問題での政策協調であり、G20での協力を継続して強化することのほか、気候変動、核セキュリティ、国連安保理改革、イランの核問題、朝鮮半島の核問題、南アジアの安定という 이슈に言及したのであった。

5月末に北京で開催された第2回米中「戦略・経済対話」において、中国側は胡錦濤主席の「5つの主張」に依拠して関係改善の流れを強調した。「戦略・経済対話」開催前の5月20日に中国外交部は記者会見を行い、崔天凱副部長は「中米関係は必要のない妨害を受け、両国の共通の利益が損害を被ったものの、双方の共同努力によって最近の中米関係は正常な発展軌道に戻った」との現状認識を示し、第2回「戦略・経済対話」の目的を米中首脳間の合意、すなわち2009年11月の共同声明を実施に移すことだと説明した。また、「戦略・経済対話」枠組みの下で開かれた戦略対話において、中国側は米中関係を推進するための「7つの意見」を提起した。「7つの意見」は胡錦濤主席の「5つの主張」を踏襲した

ものであったが、両国の立法機関・地方・学術機関・青年などの交流を推進すべきことといった点が追加された。

また、関係改善に向けた中国側の意思は、開幕式における胡錦濤主席のスピーチにも垣間見られた。胡錦濤主席は、内需拡大と個人消費の拡大に向けた経済発展方式の転換を加速するという中国の意思を示すとともに、人民元をめぐる為替相場の形成メカニズムの改革を着実に進めていくと言及し、人民元レートの切り上げを強く求める米国側への配慮を示した。人民元レートの問題について言えば、「戦略・経済対話」枠組みの下で開催された経済対話において、詳細な議論がなされたわけではない。しかし、ティモシー・ガイトナー米財務長官は胡錦濤主席のスピーチに関連して「中国指導部の認識を歓迎する」と述べて、前向きな評価を示した。第2回「戦略・経済対話」において、米中両国はエネルギー、貿易、原子力エネルギーの利用など8つの合意文書に調印したほか、26項目に及ぶ合意事項が成立し、米中関係の改善が一定程度印象付けられた。

しかし、米中関係の改善が全面的に進展したというわけではない。2009年11月の共同声明を基準に両国関係の改善を中国指導部や外交当局は模索していたが、共同声明が指摘していた「具体的な措置をとって両軍関係を持続可能で確かな方向へ発展させる」という米中両国の意思は、胡錦濤主席による「5つの主張」や第2回「戦略・経済対話」で中国側が示した「7つの意見」のいずれにおいても言及されなかった。換言すれば、人民解放軍を含む中国側政権内で米国との軍事関係の改善の在り方やタイミングについての合意形成は進まなかったのである。もちろん、2010年1月末に中国が米国との軍事交流の一時停止を決定した後、国防当局間のコンタクトが米中間で完全に断絶していたわけではない。例えば、第2回「戦略・経済対話」においては国連平和維持活動（PKO）に関する意見交換が人民解放軍関係者の参加を得て、戦略対話の枠組みの中で実施された。しかし、戦略対話は両国外相が主催する枠組みであり、国連PKOに関する意見交換は両軍関係を進展させる直接の措置と

は位置付けられてはいなかった。また、第2回「戦略・経済対話」に参加するために訪中した米太平洋軍のロバート・ウィラード司令官やウォレス・グレッグソン米国防次官補と会見した人民解放軍の馬曉天・副総参謀長は、米国との軍事分野における相互信頼と協力を一貫して重視していることを指摘しながらも、米国による台湾への武器売却、中国のEEZにおける米艦船・航空機による頻繁な偵察、両軍間の交流を制限する米国の「2000年度国防授權法」などが、長年にわたり米中間の両軍関係の安定に影響を及ぼす最も主要な障害となっているとして、こうした問題で米国側が誠意をみせることが両軍関係の回復と発展の条件であると強調した。また、米国防省は6月のアジア安全保障会議（シャングリラ会合）へのゲイツ米国防長官の出席に合わせ、同長官の訪中を中国側に打診していたが、中国側は「よい時期ではない」として受け入れを拒否した。

馬曉天・副総参謀長の発言からも明らかなように、人民解放軍では台湾問題だけではなく、米国の軍事動向全体への警戒感が高まっている。例えば、『解放軍報』（2010年7月14日付）に掲載された論考は、2010年2月に米国政府が公表した「4年毎の国防計画の見直し」（QDR 2010）を題材にオバマ政権の軍事戦略の特徴を議論した。この論考によれば、オバマ政権の軍事戦略には、脅威認識、作戦目的、作戦対象などの面で転換が見られるという。脅威認識については、2001年の9.11テロ後の国際テロリズムや宗教の過激主義を主要な脅威としていた判断から、「新興大国のアクセス拒否能力およびエリア拒否能力が主要な脅威を構成している」との判断へオバマ政権は転換した。こうした脅威認識に基づいて、米軍の作戦目的は特に西太平洋においてその「行動の自由を保護し、新興大国の台頭を抑制する」ことに置かれ、QDR 2010では中国が名指しされていないものの、米軍およびその同盟国軍の作戦対象が人民解放軍となったとして、人民解放軍は「困難な局面の出現に対応する準備をしなければならない」とこの論考は結論付けたのである。

こうした米国の軍事動向への警戒感を背景として、7月末に米韓両国が実施した合同軍事演習を中国は厳しく批判した。合同演習は3月末に発生した韓国哨戒艦沈没事件を北朝鮮の攻撃と断定した米韓両国が、6月に黄海での実施を予定していたものであった。中国による激しい反発は人民解放軍が先導する形で表明された。7月1日に馬曉天・副総参謀長は、香港メディアに対して「黄海はあまりに中国の領域に近い。このような場所で演習が行われることに強く反対する」と述べた。7月6日、中国外交部スポークスマンの秦剛は、馬曉天・副総参謀長の発言に関する報道に「注意を払っている」と述べた上で「状況をよくみた上で、今後態度表明をしたい」と明言を避けた。8日になると、同スポークスマンは「外国の軍艦および軍用機が、黄海およびそのほかの中国近海において中国の安全保障上の利益に影響するような活動に従事することに断固として反対する」との公式見解を表明し、13日および15日にもこの見解が繰り返し示された。こうした状況は、馬曉天・副総参謀長の発言が外交当局との事前調整を経てなされたものではなかったことを示唆している。換言すれば、人民解放軍による態度表明が先行した後に政策調整が中国側政権内で実施され、軍の見解が公式見解として採用されたということなのかもしれない。

この公式見解に依拠して、8月に米国とベトナムがダナン沖の南シナ海で実施した搜索救難などの合同訓練についても、人民解放軍の研究者は批判のトーンを強めた。中国軍事科学学会副秘書長の羅援少将は、「米国は依然として冷戦思考を堅持しており、他国と中国の対抗をたきつけている」とした上で、南シナ海における米国の行動を「中国の核心的利益を犯すもの」として、中国がこれまでとってきた平和的で友好的な方式での問題解決の在り方への見直しに言及した。こうした一連の言動に対して、中国国内のメディアの一部は、人民解放軍が中国外交の「ゲームの規則を変更することを決心した」と評価し、中国の核心的利益について中国は譲歩しないとする軍関係者の見解を数多く紹介した。もちろん、人民解放軍による強硬な意見表明が相次ぐことへの批判が中

国国内にないわけではない。清華大学国際問題研究所の楚樹龍教授は「軍が政策決定、特に外交政策で影響力を持ち過ぎている」と批判的見解を示した。また、新華社傘下の時事週刊誌『瞭望』は「核心的利益を慎重に用いるべき」と題する評論を掲載した。この評論は、妥協が困難な核心的利益という用語を容易に使用すれば、他国との間で利益の衝突が生じた際に問題解決プロセスにおける「外交」の役割が限定され、軍事的な衝突の可能性が高まることを指摘し、一連の議論の危険性に警鐘を鳴らしたのである。

2010年10月に、梁光烈国防部長はハノイでゲイツ米国防長官と会談し、1月の米国による対台湾武器売却決定により中断していた軍事交流の再開で合意した。同月14～15日には、ハワイで米中軍事海洋協議協定（MMCA）年度会合が開かれ、年初来停止されていた米中軍事交流が再開された。また、11月にワシントンで開かれた会議においてゲイツ国防長官は、米中それぞれの戦略的意図への理解を深めるために、米中軍事交流を人道支援分野などでの共同訓練だけでなく、「戦略対話」のレベルに格上げしたいと述べた。梁国防部長も米中関係全体の発展傾向を指摘した上で、「中米両軍関係は両国の積極的、協力的で全面的な関係の重要な一部分であり」、「持続的で安定した発展を保持しなければ



ベトナムで会談したゲイツ国防長官と梁光烈国防部長（2010年10月11日、ハノイ）（DoD photo by Master Sgt. Jerry Morrison, U.S. Air Force）

ならない」と述べ、改善傾向にあった政治関係に米中軍事関係の歩調を合わせるとの見解を示したのである。しかし、国際社会における中国の権利主張をめぐる強硬論は人民解放軍の中で確実に高まっており、中国指導部はその外交・安全保障政策をめぐる政権内部の意見調整で困難を抱えている。こうした意味で、軍事

関係を含む米中関係の全面的な改善の見通しは決して明るくないと言わざるを得ない。

2 周辺海域で深まる摩擦

(1) 南シナ海をめぐる対立

中国は南シナ海において島嶼の領有権や EEZ の境界などをめぐって、関係諸国との間で係争を抱えている。1990年代に中国は、南沙群島などの領有権を明記した領海法の制定や、ミスチーフ礁（美濟礁）の占拠などを行い、東南アジア諸国の間では中国に対する警戒感が高まっていた。南シナ海への中国の進出を受けて、東南アジア諸国連合（ASEAN）は1992年に「南シナ海宣言」、1995年には「南シナ海の最近の情勢に関する外相声明」を發表し、問題の平和的な解決や自制的な対応、行動規範の締結などを中国側に求めた。このような ASEAN 側の求めに対して中国は事実上これを無視し、2国間による問題の解決を主張しつつ、占拠している島嶼での軍事施設の拡充を進めた。

しかし、1990年代終わりから2000年代初頭にかけて、中国はこの問題への対応を従来の強硬姿勢から協調的な方向へと大きく転換した。中国は ASEAN が求めていた行動規範の締結へ向けた多国間協議を受け入れ、2002年には「南シナ海における関係国の行動宣言」に署名したのである。この中で中国は、問題の平和的解決や武力の不行使、「航行の自由」の尊重、占領島嶼の不拡大、行動規範の策定に向けた努力などを約束した。また、2005年からはベトナム、フィリピンと共同で南沙群島周辺海域の資源調査も行った。こうした中国側の対応により、東南アジア諸国における中国への脅威感は大きく低下した。

ところが最近、中国は南シナ海において再び強硬な姿勢をとり始めている。例えば、農業部漁業局による漁業監視活動の強化である。2009年3月、漁業局は海軍の潜水艦救難艦を移籍した監視船である漁

政311を初めて南シナ海に派遣し、EEZの管理や操業中の中国漁船の保護、外国漁船の監視などを行った。漁政311は排水量が約4,500tの大型船であり、同局が保有する監視船の中で最大である。また、2010年4月には、この漁政311が1カ月余りにわたって南シナ海で監視活動を行った。中国側の報道によれば、漁政311は僚船の漁政202とともに、中国漁船に対する保護活動や、海洋権益を擁護するための活動を行った。南シナ海における二大漁場を中心に、これら監視船は漁船に随伴する形式をとり、合計276隻の中国漁船に保護を提供した。同時に、204隻の外国漁船に対して監視を行い、外国が占領している13の島嶼に対しても監視活動を行ったという。

こうした漁政による活動の活発化は、関係諸国との摩擦を生んでいる。例えば2010年4月29日、マレーシアが実効支配しているスワロー礁（弾丸礁）に接近した漁政311に対して、マレーシア軍のミサイル艇と哨戒機が出動し、追跡活動を行った。追跡活動は18時間にも及び、漁政311とミサイル艇の距離は再接近時でわずか300mだったとされる。また中国は、漁船の拿捕をめぐっても周辺諸国と摩擦を起している。同年6月には、インドネシア領のナツナ諸島周辺で中国漁船を拿捕したインドネシアの巡視船に対して、漁政311が砲を向けるなどの威嚇を伴いながら、強引に漁船を解放させたことが報じられた。中国によるベトナム漁船の拿捕も相次いでおり、2010年9月には西沙群島付近で中国が9人のベトナム漁民を拘束し、ベトナム政府がその解放を求めて外交問題化した。

中国は、南シナ海における漁業監視活動を活発化させるだけでなく、大規模な軍事訓練を実施することを通じて海軍のプレゼンスの拡大も図っている。2010年3月、山東省の青島に司令部を置く中国海軍の北海艦隊に所属する6隻の艦船が、およそ3週間にわたって南シナ海まで展開する遠洋訓練を行った。この訓練編隊は、東シナ海から宮古海峡を通過して太平洋へ進出し、台湾とフィリピンの間のバシー海峡を通過して南シナ海へ達した。その過程で東海艦隊や南海艦隊に所属するものを含

む多様な部隊との間で実戦的な対抗演習や捜索救難訓練、補給訓練などを行ったという。首都・北京の防衛を主たる任務としている北海艦隊の艦船が、遠く南シナ海まで展開して訓練を行ったことは、南シナ海を重視する中国海軍の姿勢の表れと考えることができよう。

また、2010年7月26日には、南シナ海において南海艦隊が中心となって水上艦艇や航空部隊など多兵種による合同の実弾演習を行った。この演習は電子戦を含む実戦的な環境の下で、長距離精密攻撃や航空兵による制空作戦、水上艦艇による防空作戦などを課題とし、16種類のミサイルを合計71発実射するという大規模なものであった。この演習は、北海艦隊と東海艦隊から1隻ずつ最新のミサイル駆逐艦も参加した3艦隊合同の演習となり、陳炳徳・総参謀長が視察して訓辞を行った。中国の報道によれば、この演習は中国海軍史上最も実射したミサイルが多く、情報化の程度が高い実戦訓練であったという。このように大規模で実戦的な訓練を中国海軍が南シナ海で行うことは、この海域で中国との係争を抱えている東南アジア諸国の対中警戒感を強めることにつながっている。

南シナ海において中国が行動を活発化・強硬化させていることに対して、米国も懸念を強めている。2009年3月、海南島の南方沖で米海軍の音響観測艦の航行を中国の船が妨害する事態が発生した。米国防省の発表によれば、3月8日、海南島の南方沖70マイルの公海上で通常任務



米海軍の音響観測艦インペッカブル（左）と同艦の航行を妨害した中国船（右）
(U.S. Navy photo)

を行っていた音響観測艦インベッカブルを、中国海軍の情報収集船1隻、漁業局の監視船1隻、国家海洋局の監視船1隻、トロール漁船2隻が取り囲んだ。このうち漁船2隻がインベッカブルに異常接近し、インベッカブルの進行方向への木材の投げ込み、前方での停船、曳航していたソナーの捕獲を試みるなどして、インベッカブルの航行と活動を妨害した。中国側のこうした行為に対して、米国側は公海上における正当な艦艇の活動に対する不法な妨害行為であるとし、中国に対して正式に抗議を行った。

こうした米国側の抗議に対して中国側は強く反論した。3月9日の記者会見で、外交部スポークスマンの馬朝旭は「インベッカブルは、国際法と中国の法律が定める規定に違反して、中国側の許可を得ずに南シナ海における中国のEEZで活動しており、中国は米国に対して厳正な申し入れを行った」と指摘し、米国側に対して「類似事件の再発を避けるための有効な措置をとるよう要求」した。また、国防部スポークスマンの黄雪平・上級大佐も同様の主張を繰り返した上で、「中国側が自らのEEZの中で正常な権利維持・法執行活動を行うことは完全に正当かつ合法である」と主張し、インベッカブルに対する妨害活動を正当であると主張した。

この問題をめぐる米中の対立の背景には、EEZにおける外国の艦船の活動に関する国連海洋法の解釈の違いが存在している。米国は、EEZは領海と異なり「航行の自由」が保証された公海であり、そこにおける海軍艦艇の活動を管轄権を有する国家が規制することはできないとの立場をとっている。他方で中国は、EEZにおいて外国の艦艇が管轄国の安全に影響を与える活動を行うことは国連海洋法に基づいて規制され得るものであり、国内法でもこれを規制できるとの立場をとっている。中国側の主張は、公海における「航行の自由」を極めて重視する米国の原則と相容れないものである。インベッカブルの事件は、「航行の自由」という米国の原則に対して中国が具体的な行動を伴って異を唱えたという点で、今後の米中関係に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

また、近年、中国は海南島で新たな海軍基地の建設を進めており、開発中の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)である JL-2 を搭載すると思われる最新の原子力潜水艦を配備し始めている。海南島は深度の深い南シナ海に面しているため、潜水艦の行動の秘匿に適している。新たな SLBM を搭載した原子力潜水艦がこの基地を拠点に運用可能となれば、中国の対米核抑止力が向上することになる。海南島の南方沖における米海軍の音響観測艦による情報収集活動は、こうした中国海軍の動きに対応したものと思われる。その活動を中国が実際に妨害した行為は、米国の安全保障にとって無視できない懸念要因となっている。

その後も中国は、周辺海域における米軍艦船の行動に異を唱えている。2010年3月26日、黄海における韓国と北朝鮮の北方限界線付近で、米韓合同演習に参加していた韓国海軍の哨戒艦である天安が沈没する事件が発生した。国際的な調査に基づき、北朝鮮が魚雷で天安を撃沈したと断定した米国と韓国は、北朝鮮によるさらなる冒険的行動の抑止を目的として、黄海や日本海における共同軍事演習を実施することを発表した。この中で、米海軍の空母ジョージ・ワシントンが黄海における演習に参加することが伝えられると、中国はこれに強く反発し、前述したように人民解放軍の馬曉天・副総参謀長や中国外交部のスポークスマンが同演習への反対を明言した。このような口頭での反対表明にとどまらず、6月以降、人民解放軍は黄海周辺で立て続けに軍事演習を行い、米韓の動きを牽制した。

自国の周辺海域における米軍の行動の制約を試みる中国の動きについて、米国も対抗する姿勢を示し始めている。2010年7月にベトナムのハノイで開催された ASEAN 地域フォーラム (ARF) に参加した米国のクリントン国務長官は、南シナ海における領有権問題に言及し、係争国による武力の行使や武力による威嚇に反対する姿勢を明確にした。また、米国が2002年の「南シナ海における関係国の行動宣言」を支持し、係争諸国による行動規範の合意を促進することを明言した。その上で、米国が南シナ海における「航行の自由」やアジアの海洋コモンズへの開かれ

たアクセス、国際法の尊重に「国益を有している」と表明し、米国が南シナ海の安定の維持に向けて関与を強めていく姿勢を示したのである。

米軍は東南アジア諸国との関係を強化しており、南シナ海における存在感を高めつつある。2010年6月から7月にかけて、米海軍は海上自衛隊などとともに訪問先で医療活動などを行う活動である「パシフィック・パートナーシップ2010」を行った。米海軍の病院船マーシーと海上自衛隊の輸送艦「くにさき」が共同でベトナムとカンボジアを訪問し、それぞれ約2週間にわたって現地の住民に対して医療活動などを行った。同年8月には、米空母ジョージ・ワシントンとイージス艦ジョン・S・マケインがベトナムのダナンを訪問し、艦船のダメージ・コントロールや捜索救難訓練、修繕訓練などを通じて、ベトナム軍との交流強化を図った。

東南アジア諸国の間にも、この地域の安全保障に対する米国の関与を高めようとする姿勢が見られる。2010年5月にベトナムのハノイで開催された第4回 ASEAN 国防相会議（ADMM）は、米国を含む域外8カ国の国防大臣を招いた ADMM の拡大会議（ADMM プラス）を10月にハノイで開催することを決定した。ASEAN は、加盟国間の根強い相互不信などにより、結成から40年弱を経た2006年になってようやく ADMM の設立にこぎつけた。その ADMM が、ASEAN+3（日中韓）や東アジア首脳会議（EAS）といった既存の地域協力枠組みのメンバーにとどまらず、米国を含めた ADMM プラスの開催を決定したことは、地域の安定を保持する上で米国の関与を強化する必要があるとの共通認識が ASEAN 諸国の間で形成されたことを意味するだろう。また、ASEAN による決定はすべての加盟国の同意が前提であり、米国の ADMM プラスへの参加について、米国と対立し中国への依存を強めているミャンマーも賛成している点は注目すべきであろう。南シナ海における中国の対立的な行動に対する懸念を共有する米国と東南アジア諸国は、安全保障面での連携を着実に深化させつつある。

(2) 東シナ海における対日摩擦

中国と日本は、東シナ海においてEEZの境界をめぐる係争を抱えている。東シナ海は比較的狭い海域であり、中国と日本がそれぞれの領海基線から200海里のEEZを主張すると、多くの部分が重なってしまう。そのため、両国間でEEZの境界をめぐる話し合いがもたれてきた。日本は国連海洋法条約の規定に基づいて、それぞれの領海基線から等距離となる中間線をEEZの境界とすることが衡平な解決となると主張しているが、中国は大陸棚の自然延長論に基づいて沖縄トラフ付近までの権利を主張しており、今日まで境界は画定していない。また、中国は日中中間線付近において単独で石油・ガス田開発を進めており、日本は懸念を強めていたが、2008年6月に日中両国は境界画定までの過渡的な時期における協力について合意に達した。この合意の要点は、日中中間線をまたぐ海域に共同開発区を設置することと、中国が進めている白樺（中国名：春暁）石油・ガス田の開発に日本企業が中国の法律に基づいて参加することである。この合意を実行に移すために、両国が協議を継続し、必要な交換公文の締結に努力することがうたわれたが、国内の強い反対意見もあり、中国側の対応は進展しなかった。ようやく2010年5月末に、訪日した温家宝國務院総理が鳩山由紀夫首相（当時）との会談において、交換公文の締結に向けた正式な交渉を始めることに合意した。温家宝総理は「東シナ海問題の共通認識を引き続き推進して実行に移し、海上における危機管理を強化し、対立や衝突事件の発生を避け、東シナ海を真の平和、協力、友好の海にすべきである」と主張した。

他方で、2010年、東シナ海において中国はその行動を活発化させた。同年4月、中国海軍の東海艦隊に所属する駆逐艦2隻、フリゲート艦3隻、潜水艦2隻など計10隻からなる艦隊が、沖縄本島と宮古島の間の宮古海峡を通過して西太平洋に進出し、さまざまな訓練を行った。宮古海峡は日本のEEZの範囲内にあるが公海であり、ここを中国の艦艇が通過することに法的な問題はない。しかし、この訓練編隊は4月8日と21日の2度にわたって、警戒監視中の海上自衛隊の艦船に対して艦載



海上自衛隊の護衛艦に接近した中国海軍の艦載ヘリコプター（2010年4月8日）（写真：防衛省）

ヘリコプターを異常に接近させるという挑発的な行為を行った。日本政府は中国政府に対して正式に抗議したが、国防部スポークスマンの黄雪平・上級大佐は、今回の訓練は国際法に合致したものであり、他国に脅威を与えるものではないと主張した上で、「正

常な訓練を行っている中国海軍の艦艇に対して、長時間かつ近距離の追跡と妨害を行うべきではない」と述べ、海上自衛隊の監視活動を逆に批判した。

2010年9月に発生した尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件については、中国はさらに強硬な対応を示した。9月7日午前、日本の領土である尖閣諸島の久場島の領海内で、中国漁船の閩晋漁5179を海上保安庁の巡視船「よなくに」が発見した。「よなくに」が法令に基づき退去勧告を行ったところ、この中国漁船は「よなくに」に船体を衝突させ、逃走を図った。その後、この中国漁船は領海内で海上保安庁の巡視船「みずき」にも接触したが、最終的に海上保安庁が停船させた上で、立ち入り検査を実施した。翌8日には、海上保安庁が中国漁船の船長・詹其雄を公務執行妨害の容疑で逮捕した。漁船および14人の船員も法令に基づき拘束された。

中国政府は尖閣諸島が自国の領土であるとの立場に立って、船長の逮捕を「違法」と主張し、日本の丹羽宇一郎大使に対して複数日にわたって乗組員と漁船の即時解放を要求した。さらに中国は、東シナ海における石油・ガス田開発に関する交換公文交渉の一方的延期や、閣僚級の交流一時停止、上海万博への日本の青少年招待の延期などを宣言した。21日には国連総会に出席するため訪米していた温家宝総理が船長の早期・無条件の解放を要求し、拒否された場合にはさらなる対抗措置をとる用

意があると明言した。さらに、レアアースの禁輸措置、フジタ社員の拘束に加え、24日に那覇地検が処分保留で船長を釈放した後も、中国政府は日本政府に対して謝罪と賠償を求め、予定されていた海上自衛隊の練習艦隊による青島への寄港をキャンセルするなどした。このような中国の強硬な姿勢は、日本国民の対中感情の大幅な悪化を招いたといつてよい。例えば、『読売新聞』の世論調査によれば、回答者の87%が中国は「信頼できない」と答えている。

東シナ海における中国の強硬な姿勢は、日本と米国の安全保障協力の促進という結果をもたらしている。5月25日に米国で会談した北澤俊美防衛大臣とゲイツ国防長官は、活発化する中国海軍の活動に対応するために協力を深めることで合意した。9月23日にニューヨークで前原誠司外務大臣と会談したクリントン国務長官は、尖閣諸島が日米安保条約第5条の適用範囲に入るという立場を明言した。10月11日にハノイで北澤俊美防衛大臣とゲイツ国防長官が会談した際には、ゲイツ国防長官からは、中国が海洋活動を拡大している中で、海洋問題にかかわる国々で協議していくことが重要との発言があり、今後とも日米での緊密な連携・協力が必要であるとの認識で一致した。11月に横浜で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）会議でオバマ大統領と会談した菅直人首相は、日中関係に問題が生じている際に米国が一貫して日本を支持したことに謝意を表明した。その上で菅首相は、日米同盟や米軍のプレゼンスの重要性に対する国民レベルの認識が深まっていると指摘した。

近年、中国の海軍や漁業局などの法執行機関は、東シナ海や南シナ海といった周辺海域において活動を活発化させており、中には関係諸国に懸念を抱かせる挑発的で強硬な行動も見られる。こうした周辺海域における中国の新たな動向は、軍事力の強化を進める中国に対する周辺諸国による警戒感の共有を促進している。2010年9月に訪米した温家宝総理は、「周辺諸国との善隣友好と実務協力を絶えず強化し、対話と協議によって食い違いの平和的解決を主張」しており、「中国は何人にとっても脅威とならず、何人の利益も損なうことはない」と発言しているが、

周辺諸国はその言葉のみならず、実際の中国の行動にも大きな関心を払っている。

3 中国の軍事情勢

(1) 中国漁船衝突事件への対応

2010年9月に発生した日本の海上保安庁巡視船に対する中国漁船衝突事件について中国は強硬な姿勢を崩さず、外交部報道官や『人民日報』などのメディアによる対日非難はエスカレートしていった。しかし人民解放軍は沈黙を守り、人民解放軍機関紙『解放軍報』は事件発生以降、新華社報道を国際面に掲載するだけで、事件に対する評論あるいは解説記事を掲載しなかった。こうした姿勢は、米国による台湾への武器売却や南シナ海での米軍の行動などの領土や主権にかかわるような事案に対しては強硬に非難するという『解放軍報』の従来報道姿勢とは異なるものであった。また、軍の首脳も同時期に行われていた上海協力機構の合同演習「平和の使命2010」の視察を予定通り実施した。

こうした人民解放軍の姿勢はどのように解釈されるのであろうか。海軍情報化専門家委員の尹卓・海軍少将は、島嶼をめぐる紛争について「一般的な原則として、経済発展には平和な国際環境が必要であり、軍事手段による紛争解決と外部環境の破壊は望まない」として、経済建設の優先性を主張している。経済建設の優先は鄧小平以来、中国の指導者が継承してきた政策方針であり、経済に専念するための国際環境を創出することを目的に鄧小平は「主権属我（主権はわれに属す）、擱置争議（争議棚上げ）、共同開発」の原則を打ち出したのである。

この原則について人民解放軍国防大学の戦略研究者は、『中国社会科学報』に寄せた論考において具体的に論じている。「主権属我」を具体化する方策の第1は海洋立法の強化であり、領海基線を定めて管轄海域の範囲を明確にするとしている。第2は海上法執行の強化であり、海監、

漁業局、海警などの各機関を統一して准軍事化するとしている。第3は「主権属我」の宣伝であり、国内外のメディアを利用して国内に「主権属我」の共通認識をつくり、中国に有利な国際世論態勢を積極的に醸成するとしている。また、武力行使の準備として、遠海防衛作戦能力の向上や第二砲兵の東シナ海と南シナ海方向への配置による抑止力の向上と同時に、武力使用の合法性や、正義性に関する世論宣伝を準備するとしている。他方で「擱置争議」については、米国が自国の経済回復を中国経済に頼っていることを利用し、米中の貿易関係をさらに緊密にした上で、尖閣諸島および南シナ海問題で中立を維持するよう米国に要求し、米国の抑止と直接介入を回避する一方で、日本に「擱置争議」を順守させるとしている。また、紛争が生じた場合には、有力な反撃措置をとり、防御的な攻勢行動を実施するとし、その具体例として尖閣での漁船衝突事案における中国の行動を挙げている。

経済発展のための平和な環境を維持することを最優先にしてきた中国は、「主権属我」よりも「擱置争議、共同開発」を強調することによって、対外的には協調関係の維持に努めてきた。しかし、経済力や軍事力を急速に高めた中国は、これまであまり強調されることのなかった「主権属我」へ力点を置き始めた政策を取りつつあるように思われる。

解説

人民解放軍における「瓦解戦」研究

人民解放軍の研究教育機関の一つで、南京市に所在する解放軍国際関係学院は、2003年から2009年にかけて「瓦解戦」研究を実施した。解放軍国際関係学院は総参謀部の情報部に直属し、世界各地の大使館に赴任する武官や情報将校を教育しているといわれている。同学院が実施した「瓦解戦」研究によれば、「瓦解敵軍」（敵軍を瓦解させること）は毛沢東によって共産党軍の政治工作の三大原則の一つとして規定されたものであり、現在でも人民解放軍の「伝家の宝刀」とされる。この「瓦解敵軍」の真髄は「不戦而屈人之兵」、すなわち戦わずして勝つ、である。「瓦解戦」の伝統を継承するために、近年行われた情報化された戦争の教訓を取り込み、現代において「不戦而屈人之兵」を実現する方法を探索したのがこ

の研究であった。「瓦解戦」には、政治瓦解戦、輿論瓦解戦、経済瓦解戦、心理瓦解戦、情報瓦解戦、謀略瓦解戦がある。中でも平時から行われている輿論瓦解戦と経済瓦解戦は特に注目しておく必要がある。

輿論瓦解戦とは事実上の宣伝戦であり、衛星通信、テレビ、映画、ラジオ、インターネット、新聞雑誌などの現代における情報媒体を手段として、中国に有利な観点と情報を計画的、組織的、選択的に広範囲にわたって宣伝し、世界と中国の輿論を誘導・コントロールし、中国人の心理を鼓舞して敵の士気を打撃、瓦解させる活動である。

経済瓦解戦とは、経済封鎖、経済浸透、経済買収、貿易制裁、金融攪乱、技術封鎖、交通運輸の遮断などの手段によって敵の経済システムを瓦解させ、経済を支える能力を喪失させる活動である。敵の経済が瓦解することによって、敵の経済システムを混乱させ、その結果、生産力や生活レベルの低下が引き起こされる。これが敵国政府への不満を引き起こし、敵国民の自信と対抗能力を喪失させることで、中国は敵をコントロール下に置き、戦わずして勝つあるいは敵を友人に変えることができる、と瓦解戦研究は指摘している。

2010年9月の尖閣沖での中国漁船衝突事件の発生後、レアアース（希土類）の日本向け輸出が滞った。中国政府は否定しているものの、日本ではこれが中国による報復措置であると一般的に認識された。経済瓦解戦の分類によれば、こうした措置は貿易制裁に区分されるものである。加えて一部の専門家は、報復措置として為替介入による円高誘導をすべきと主張していた。これは金融攪乱に分類されるものである。

(2) 国防動員法の制定

2010年2月26日、第11期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第13回会議は「中華人民共和国国防動員法」（以下、国防動員法）を採択し、同法は同年7月1日から施行された。国防動員法は、平時および有事における民間資源の徴用に関する法規である。国防動員法の整備着手は1984年にさかのぼるが、1994年には国防動員委員会が成立し、法律よりも組織が先行する形となっていた。同法は2000年8月に再度立法計画に組み込まれ、2009年1月に正式に全人代の審議にかけられて今回の採択に至った。この間に国防動員に関する下位法規はすでに整備されており、上位法規の「国防法」と下位法規の空白を埋める国防動員法の制定が求められていた。法律制定に約25年の歳月を要した主な理由として、企業との利害調整に時間がかかったことが考えられる。

1980年代はまだ国営企業が多く、資源や人材の徴用に問題はなかったが、徴用は企業にとって負担であり、民間企業が大半を占める現在においては補償・優遇措置も必要となる。

2007年の中国共産党第17回全国代表大会や2010年の全人代解放軍代表団全体会議で胡錦濤主席が強調したように、「軍民融合」は国防建設と経済建設に関する胡錦濤政権の基本思想である。国防動員法も「軍民融合」という考え方に立脚しており、国家国防動員委員会総合弁公室の責任者も、「国防動員法は、国家の潜在力を国防の実力に転換する重要な措置であり、軍民結合、寓軍於民（軍需と民需を統一的に指導する）を実現させる重要な形式である」と述べている。さらに、国防動員の思想的な根源は人民戦争思想であり、現代条件下において人民戦争という思想を具現化したものが国防動員法である。『解放軍報』も「戦争形態と作戦様式がどう変化しようとも人民戦争の戦略思想が古びることはない。巧みに人民大衆から力をくみ取り、人民戦争の威力を十分に発揮することは、依然として情報化条件下の局部戦争で敵に打ち勝つ有効な方法である」としている。中国はもはや民兵を用いた遊撃戦を想定していない。情報化条件下の局部戦争に必要とされる民兵は情報技術の素養を有するものである。事実、梁光烈国防部長が2010年7月に南京軍区における国防動員の整備状況を視察した際には、民兵の科学技術動員および情報動員が報告されており、情報化条件下の局部戦争に適合する人民戦争の在り方を模索していることが分かる。

国防動員法の注目点は、第1に行政を主体にその責任が記述されていることである。例えば、国防動員の指導は國務院と中央軍事委員会が共同で行うとされ、県レベル以上の政府は、国防動員に関する内容を国民経済と社会発展計画の中に盛り込まなければならないとしている。国防動員法の内容は軍事ばかりでなく、政治、経済、社会、科学、エネルギー、メディアなど多方面にわたるため、行政を主体に記述しているのは当然とも言える。

第2に、公民および組織の国防公務従事規定と民間資源の徴用および

補償規定である。国防動員法によると、「国防公務」とは軍の作戦を支援し、戦争災害の予防と救助を担い、社会秩序の維持に協力する任務とされる。18歳から60歳までの男性公民と、18歳から55歳までの女性公民は国防公務を担う。また、いかなる組織および個人も民間資源の徴用を受け入れる義務を有するとしている。ここで問題となるのは外国企業や合弁企業の徴用義務の有無であろう。しかし、この点について国防動員法は明記していない。

第3に、突発事件との関連である。突発事件とは、自然災害、事故災害、疫病流行などの公共安全にかかわる事件、大衆デモなどの社会安全にかかわる事件を言う。国防動員法総則には突発事件対処メカニズムとの相互連携を規定している。非伝統的脅威の増加に伴い、中国は2007年に「突発事件対処法」を制定し、国防動員とは別の対処メカニズムが運用されている。しかし国防動員委員会総合弁公室の責任者は、「戦時の応戦は国防動員建設の根本であり、平時の業務、緊急対応は国防動員機能の拡張である」として、突発事件対処も国防動員法の適用範囲とした。これは、暴動鎮圧や災害救助などの突発事件においては軍や武装警察の正規部隊が投入されるまでは地元の予備役、民兵および民間資源が対処の主力となるため、これらの兵力および資源の動員の根拠を必要としたためと考えられる。また、弁公室責任者が「緊急対応での使用と応戦準備の相互促進の実現」としていることから、予備役と民兵の緊張感の維持も考慮されている。しかしながら、国防動員と突発事件対処を所掌する政府部門が分割されている現状を鑑み、両者を1つの部門に整理統合して平時の緊急対応と戦時の応戦という2つの機能をもたせるべきであるとの指摘もある。

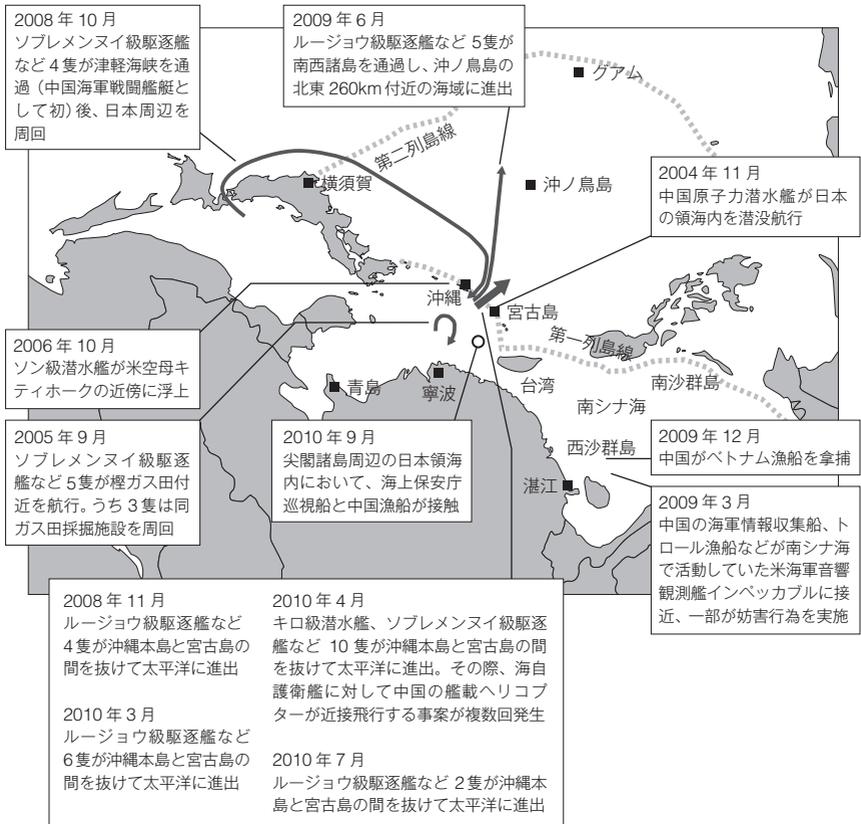
(3) 遠海訓練の常態化

2010年3月、北海艦隊の艦艇6隻が沖縄本島と宮古島の間を通過した。同艦隊は太平洋を南下して南シナ海に進出した。4月には潜水艦2隻を含む東海艦隊の艦艇10隻がやはり沖縄本島と宮古島の間を通過して太

平洋を南下した。この2つの艦隊の訓練について『人民日報』は、「遠海訓練常態化の幕が切って落とされた」と報じた。また、杜景臣・東海艦隊司令員（当時、現海軍参謀長）は「遠海訓練の常態化は海軍が深藍（外洋）に進出するための必然的選択である」、「遠海訓練を常態化し、訓練場を近海から遠海に切り開いてこそ、海上安全の脅威に有効に対処できる」と述べている。

主権擁護、領土保全、台湾統一を目的とした近海防御戦略をとってき

図4-1 周辺海域における中国の主な活動



（出所）防衛省資料から作成。

た中国海軍が遠海訓練を行う理由は2つ考えられる。1つは近海防御戦略の作戦海域の拡張である。1985年に近海防御戦略が提起された当時の劉華清海軍司令員は、「わが国の経済力と科学技術レベルの絶えざる増強にともない、わが作戦海域は太平洋北部から第2列島線にまで拡大するだろう」と述べていた。現在は航空機の航続距離が伸びて艦艇を支援する範囲が拡大し、また艦艇の能力が向上しているため、従来よりも広い海域での活動が可能となっている。第2の理由は「遠海防衛戦略」への対応を進めることである。国家の領海と海洋権益を守り、海上産業、海上輸送およびエネルギー資源の戦略ルートの安全を保護するために、2007年に胡錦濤主席から「遠海防衛戦略」を提起された中国海軍は、アデン湾での海賊対処の経験を重ねる中で、遠海機動作戦能力向上の必要性を痛感した。

また、中国海軍艦艇の遠海訓練常態化が可能となった背景には艦艇の性能向上、航法システムの近代化、遠航などを通じた乗員の慣海性の向上などがあるが、さらに糧食の改革が遠海訓練常態化を可能にしたことが『解放軍報』などで強調されている。従来、中国海軍はその近海防御戦略によって、長期間の航海はほとんど想定していなかった。また、潜水艦乗員の通常の訓練周期も最長で1週間であった。その理由の一つは食材の長期保存技術が未熟であったことであり、新鮮な野菜や果物の欠乏は乗員の健康と心理に影響した。しかしながら、アデン湾における遠海作戦への艦艇派遣が長期化する状況下で、中国海軍は冷蔵保存技術の改善を進め、食材の長期保存を可能としたことが『解放軍報』の報道で強調されている。また、ある潜水艦部隊では、食事を中華料理からパンなどの西洋料理に変えることで、食材の長期保存が可能となり、ゴミも少量となり、長期間の作戦が可能となったとされる。

東海艦隊が2010年4月に実施した遠海訓練について『解放軍報』（2010年4月10日付）は、「輿論戦、心理戦、法律戦の訓練も行う」と報じた。艦隊が実施する輿論戦、心理戦、法律戦の訓練の実態はどのようなものなのか。輿論戦訓練とは、記者を訓練に参加させて訓練状況を

報道させることによって遠海訓練に対する中国国内世論の支持を得ることと思われる。心理戦訓練とは乗員の心理防護のことであろう。人民解放軍の心理戦の定義には自軍の心理防御線の維持も含まれている。人民解放軍では近年、心理カウンセリングが重視され、政治将校が担当するようになっている。北海艦隊の同行記者によれば、訓練前に心理テストを行い不合格者は遠海訓練に参加させていないという。また、訓練中に政治将校が乗員の士気維持のためにさまざまな行事を企画している。法律戦訓練とは、法律専門家の法務幕僚としての補佐のことであろう。中国海軍はアデン湾への艦隊派遣に「法律顧問」を同行させて国際法上のトラブル防止を図っている。北海艦隊の遠海訓練でも「法律顧問」が同行しており、これについて訓練艦隊副指揮官は、「遠洋航海訓練は政策性、渉外性、法務性が非常に強い軍事活動である」、「不必要なもめ事や誤解の誘発を避けねばならない」と述べている。複数国の利害が錯綜する海域での行動が前提となることから、中国の主権を主張しつつトラブルを避けるため「法律顧問」を同行させたのであろう。同様に東海艦隊の訓練にも「法律顧問」が乗艦し、国際法の順守を徹底させたと思われる。東海艦隊の実施した三戦訓練は対外的なものばかりではなく、対内的要素を主とするものでもある。

解説

習近平の中央軍事委員会副主席への就任

2010年10月15日から18日まで北京で開催された中国共産党第17期中央委員会第5回全体会議において、習近平・国家副主席が党中央軍事委員会副主席に選出された。胡錦濤主席も最高指導者になる前にこのポストについており、今回の副主席就任により習近平はポスト胡錦濤の最有力候補となった。

習近平は、鄧小平らと同世代の長老で副首相などを歴任した習仲勳を父にもつことから、高級幹部の子弟を指す「太子党」の代表的人物と見なされている。他方で、文化大革命期に習仲勳が失脚したことに伴い、習近平も農村へと「下放」され、苦労した経験も多く紹介されている。その後、習近平は福建省や浙江省、上海など地方で指導経験を積んできた。

習近平はほかの同世代の指導者と比較して、人民解放軍と密接な関係を有している。1979年に清華大学を卒業した習近平は中央軍事委員会弁公庁に入り、当時の中央軍事委員会秘書長であった耿飈の秘書を務めたが、このときの身分は「現役軍人」であった。また、現在の中国では、地方の党委員会（党委）の書記は「党が鉄砲を指揮する」との原則に基づき制度的に省軍区、軍分区、警備区の党委第一書記、予備役師団の第一政治委員および国防動員委員会主任などを兼ねることになっている。習近平も、勤務する党委が県、市、省と上級になるに応じて、軍務も県武装部第一政治委員、軍分区党委第一書記、高射砲予備役師団第一政治委員、軍区国防動員委員会主任、省軍区党委第一書記と上がり、2007年には上海警備区党委第一書記を兼務していた。1979年から2007年の間、広義の軍務経験がなかった時期は数年しかない。こうした地方指導者時代の軍務経験は、習近平ら中国共産党の文民指導者にとって、人民解放軍との関係を構築する上でも重要な役割を果たしていると思われる。

さらに習近平の場合、夫人の彭麗媛が人民解放軍総政治部歌舞団団長であり将官級の待遇を受ける文職幹部であることも、習近平と人民解放軍の緊密な関係を補強していると言えるかもしれない。また、2007年10月に中央政治局常務委員、翌2008年3月に国家副主席に選出されて以降、大国・小国を問わず中国を訪問した諸外国の軍・国防指導者と習近平がしばしば会談を行ってきたことは、彼が中央軍事委員会副主席に選出される環境整備でもあった。

中国共産党にとって人民解放軍の統制は今なお中国政治の最重要課題の一つである。人民解放軍と良好な関係を有する習近平が次期指導者の最有力候補に選出されたことには、軍が習近平を支持しているという側面を表していると言えるが、その習近平が今後どのように人民解放軍を統制していくかが注目される。